第1回事業運営審議委員会の審議概要

■日時:平成26年5月20日(火)10時30分開始~12時30分終了

■場所:住宅金融支援機構本店

■出席者:若杉委員長、池尾委員長代理、渡邊委員、倉橋委員、河村委員

<議事1:委員長の互選及び委員長代理の指名について>

委員長の互選が行われ、若杉委員長が選定された。

また、若杉委員長の指名により池尾委員が委員長代理に決定した。

この際、次のような発言があった。

・ 機構のミッションは明確であるが、効率的に、間違いなくやることが重要。そこで、 ①証券化業務を確実に、リスクに備えつつ実施すること、②職員のモチベーションを 向上させること、が重要になる。この委員会では、金融の側面だけではなく、機構の 中のマネジメントをしっかり議論したい。

<議事2:事業運営審議委員会の設置趣旨について>

機構から事業運営審議委員会の設置趣旨について説明を行った。

この際、委員から次のとおり質問があった。

・ 事業運営審議委員会の審議の概要を機構のホームページに掲載するということであるが、その内容はどの程度細かく開示することを想定しているのか。

これに対して、機構から次のとおり回答した。

・ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定) においても事業運営審議委員会における審議の概要を開示するとされていること を踏まえ、どういう論点でどのように議論されたか、外の人から見ても概要が分かる内容で開示する。

<議事3:住宅金融支援機構の現状について>

機構から住宅金融支援機構の現状について次のとおり説明を行った。

〇機構改革の経緯

- ・ 「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)から、この事業 運営審議委員会の設置の契機となった「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」 に至るまでの旧住宅金融公庫時代を含む住宅金融支援機構における政府での改革の 経緯
- ・ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において機構に講ずるべきとされ た措置及び機構のガバナンス体制における事業運営審議委員会の位置づけ

〇主務大臣より示された業務運営目標に対する進捗状況

- ・ 証券化支援事業等の勘定について、第一期中期目標期間(平成 19 年度から平成 23 年度までをいう。以下同じ。)においては「単年度収支の黒字化」という目標を 達成し、第二期中期目標期間(平成 24 年度から平成 28 年度までをいう。以下同じ。)においては「繰越欠損金の解消」という目標を第二期中期目標期間の1年目である 平成 24 年度に既に達成
- ・ 旧公庫時代の債権に係る既往の勘定について、第一期中期目標期間においては国 からの補給金を廃止できるよう単年度収支を改善という目標を達成し、第二期中期 目標期間においては繰越欠損金の解消に向けて着実に削減
- ・ 常勤職員数及び一般管理費の削減についても、第一期中期目標を達成し、第二期 中期目標期間においても着実に削減

○住宅金融支援機構の概要

・ 機構の組織概要、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)に おける機構の目的及び証券化支援業務(フラット35の提供)をはじめとする機構 の主要業務とその概要

〇各業務の現状

- 証券化支援業務の申請戸数、実行戸数、フラット35の金利の推移、買取債権残 高の推移等
- 住宅融資保険業務及び住宅資金融通業務の実績
- ・ 東日本大震災への対応として災害復興住宅融資の実績、住宅再建相談会の実施状況、返済方法変更の実績

〇平成 26 年度予算の概要

・ フラット35Sの継続実施、フラット35(買取型)の融資率上限の引上げ、災害復興住宅融資(東日本大震災)の継続実施等平成26年度予算における主な制度改正事項

各委員の意見は次のとおり。

- この委員会では、単に機構の経営成績を見るだけでなく、機構の事業運営に関する事項について幅広い議論をすることが必要である。
- · 20~30年後住宅市場の変化、民間金融機関の住宅ローンの変化に対して機構の役割 がどうなるのか長期的な視点で考える必要がある。
- ・ 機構は政策執行機関であるが、政策の企画に必要な情報は機構が持っている。より よい政策となるよう主務省に対してアイデアを働きかけてほしい。
- ・ この委員会は、他機関でいうアドバイザリー・ボード的な存在として経営戦略的な 話を中心に意見を述べるよう機能できればいいと考えている。

- ・ 住宅金融市場は足元でも激変している。民間金融機関との協調の観点から、民間金融機関の状況、動向等の情報も重要である。
- ・ 経営の健全性の観点から、フラット35及び住宅融資保険の延滞率、事故率等のモニタリングが重要である。
- ・ 災害復興住宅はいい制度であるが、原発被災者には十分浸透していないようである ので、利用される制度となるよう引き続き広報に努めてほしい。

以上